

わかりやすい働く人のための労働法基礎講座

入場料  
無料

# ハラスメント予防& トラブル解決のポイント

～ 複雑な法律をすっきり理解! ～

講師

いい だ あき ひろ  
飯田 晃啓 氏

飯田労務管理事務所 代表  
特定社会保険労務士  
(労働ほっとライン相談員)

今年4月から、中小企業においても、職場でのパワハラ防止措置を講じることが事業主の義務となりました。

ニュース番組の中でも特集が組まれるなど、ハラスメントに対する一般の方の関心は非常に高くなっています。

関心が高まっているということは、裏を返せば、職場におけるハラスメント事案が紛争化しやすくなっている、ということでもあります。

そこで今回は、紛争化回避や被害軽減のための事業主の留意点、会社がハラスメント事案に真摯に取り組んでくれない場合の、労働者の相談窓口の紹介など、労使双方の目線からハラスメントを取り上げます!



日時

令和4年 10月16日

14:00～ 講演(13:30開場、受付) 15:30～ 個別労働相談会

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。  
また、感染状況によっては、中止になる場合があります。

会場

山口市市民会館  
(山口市中央2丁目5-1)



託児サービス  
あり(要予約)

対象

県内の労働者(パートタイマー・アルバイトを含む)、  
求職者、事業主や人事・労務管理担当者、テーマに  
興味のある方など [約100人]

申込先

山口県労働協会

(山口市滝町1-1 山口県労働政策課内)

TEL 083-933-3220 FAX 083-933-3229

令和4年9月30日金切



主催：山口県労働協会

共催：山口県

後援：厚生労働省山口労働局、日本労働組合総連合会山口県連合会、一般社団法人山口県労働者福祉協議会、山口県社会保険労務士会、山口県経営者協会、山口県商工会議所連合会、山口県商工会連合会、山口県中小企業団体中央会、一般社団法人山口県建設業協会、山口県女性団体連絡協議会、一般社団法人山口県勤労福祉共済会



## 今回のポイント

- ハラスメントとは？～ハラスメントの定義と分類
- 労働施策総合推進（パワハラ防止）法の改正内容
- ハラスメント予防のために職場で講じるべき措置の内容
- ハラスメント発生時の被害軽減のポイント～経営者目線
- ハラスメント被害を受けた場合の労働者の対応～労働者目線



## 下記にご記入の上、FAXにてお申し込みください

氏名（ふりがな）		連絡先	
〒			
TEL		FAX	
個別相談の希望の有無	有の場合	相談内容（簡潔に）	託児サービス利用希望（完全予約） ※有の場合は後日、連絡します
有 ・ 無	有の場合（	）	有 ・ 無

氏名（ふりがな）		連絡先	
〒			
TEL		FAX	
個別相談の希望の有無	有の場合	相談内容（簡潔に）	託児サービス利用希望（完全予約） ※有の場合は後日、連絡します
有 ・ 無	有の場合（	）	有 ・ 無

氏名（ふりがな）		連絡先	
〒			
TEL		FAX	
個別相談の希望の有無	有の場合	相談内容（簡潔に）	託児サービス利用希望（完全予約） ※有の場合は後日、連絡します
有 ・ 無	有の場合（	）	有 ・ 無

### 会場案内図



### 申込み・問い合わせ先

## 山口県労働協会

(山口市滝町1-1 山口県労働政策課内)

TEL: 083-933-3220

FAX: 083-933-3229

労働協会のホームページからも  
お申し込みいただくことができます。

[労働協会ホームページアドレス]

<https://www.y-roudoukyoukai.jp/>

